資料4

平成29年10月25日財政制度等審議会資料(抜粋)

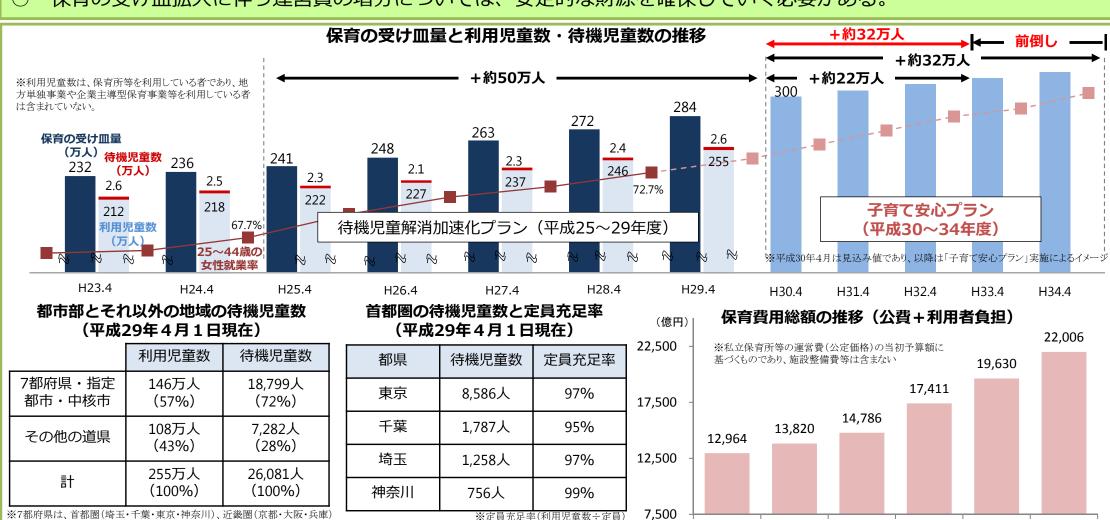
# 子ども・子育て支援

### 保育の受け皿拡大について

#### 【論点】

- 本年6月、待機児童解消等のために、厚生労働大臣から「子育て安心プラン」が発表された。同プランにおいては、 今後2~3年間で保育の受け皿を約22万人分拡大し、遅くとも平成32年度末までの3年間で待機児童を解消するとと もに、女性就業率80%に対応できるよう、平成34年度末までの5年間で合計約32万人分の受け皿を拡大することとされていたところである。その後、9月の総理記者会見において、同プランを前倒しし、平成32年度までに32万人分の 受け皿拡大を進めることが表明されたところである。
- 保育の受け皿拡大に伴う運営費の増分については、安定的な財源を確保していく必要がある。

(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成29年4月1日)」、総務省「労働力調査」等



24年度

25年度

26年度

27年度

28年度

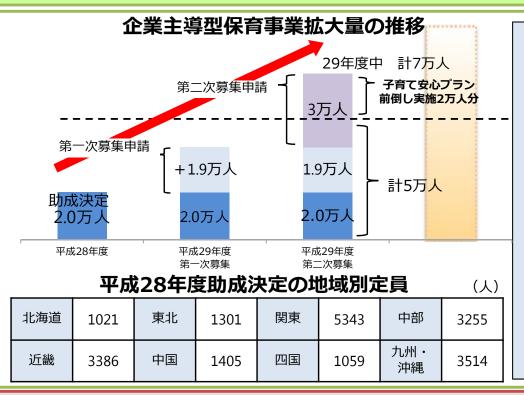
29年度 2

### 事業主拠出金による子ども・子育て支援の充実

#### 【論点】

- 保育の受け皿整備の拡充に向けて、事業主拠出金を引き上げ、企業主導型保育事業を創設(平成28年度~)。創設当初は5万人の受け皿拡大を目指していたが、申請状況を踏まえ、新たに2万人を追加し、29年度末までに7万人の受け皿を確保する予定(新たに追加した2万人は「子育て安心プラン」の前倒し実施分。内閣府集計によれば、8月の第二次募集に対してすでに申請は計7万人に到達)。制度創設以降、企業からの申請は増加傾向にあり、来年度以降に新たに取組を始めようとする企業ニーズに応え、安定的な運営のための財源を確保する必要。
- 全世代型社会保障制度の実現に向け、子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限の引上げ等を進め、子ども・子育て支援の充実を検討すべきではないか。

(事業主拠出金による財源 平成28年度+0.05%(+835億円)、平成29年度+0.08%(+1,377億円))



### 【企業主導型保育事業の財源】

- ・28年度に企業が負担する拠出金率\*の上限を+0.1%引上げ (0.15%→0.25% (28年度:0.2%、29年度:0.23%))
- ※ 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が負担。既存の事業主拠 出金は引き続き児童手当等の財源に充当。

#### (参考) 雇用保険料率引下げ(28年度)

・失業等給付	被用者分	▲0.1%
		$(0.5\% \rightarrow 0.4\%)$
	使用者分	▲0.1%
		(0.5%→0.4%)
・雇用保険二事業	使用者分のみ	▲0.05%
	使用有力000	(0.35%→0.30%)

※ 29年度に別途失業等給付に係る保険料率を引下げ 被用者分: ▲0.1%(0.4%→0.3%)、使用者分: ▲0.1%(0.4%→0.3%)

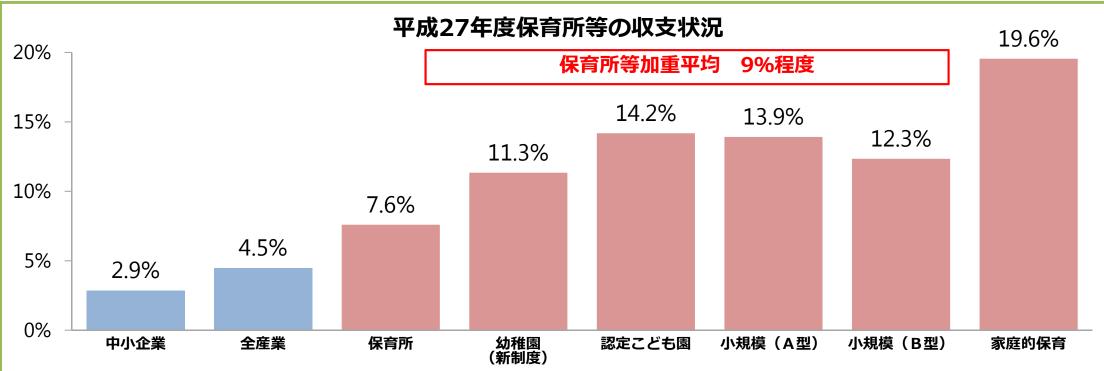
#### 【改革の方向性】(案)

○ 子ども・子育てを社会全体で支援していく仕組みの強化を図っていく中で、企業にも相応の役割を担って頂くとの観点から、事業主拠出金について、法定上限も含めた拠出金率の引上げ等を検討すべきではないか。 3

### 保育事業の収支状況

#### 【論点】

- 保育事業の運営にあたっては、事業類型・定員規模等に応じて算出された公定価格から利用者負担額を控除した額が施設型給付・委託費(=公費)として、各事業者に配分されている。
  - (「給付費」=「公定価格」-「利用者負担額」)
- 平成28年度調査(平成29年9月公表)によれば、保育等事業者全体の平均収支差率は+9%程度となっており、一般の中小企業の利益水準の平均約3%を大幅に上回る状況。(平成29年度調査は結果集計中であり今後公表予定)
- 公費を基に運営されている中で他業種とのアンバランスが生じていないか、公費で負担している範囲は適切か、これまでの保育士の処遇改善加算が適切に人件費に反映されているのか、といった点から検証し、公定価格全体を適正化する必要があるのではないか。

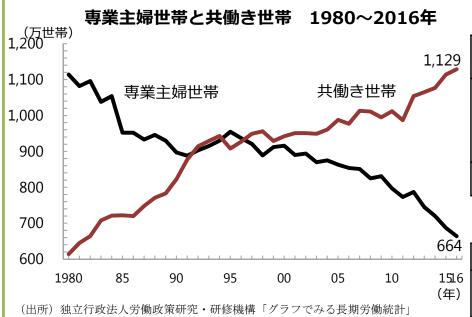


- (出所) 平成29年9月8日子ども・子育て会議(第31回)資料「平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について」、経済産業省「中小企業実態基本調査」、 財務省「法人企業統計」
  - ※1 保育所等の収支差率は、(収入-支出) ÷収入で算出し、いわゆる保育所等運営費以外の収支も含まれる。いずれも私立の収支差率を表す。
  - ※2 幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ。
  - ※3 中小企業及び全産業は、経常利益÷売上高で算出。なお、営業外利益を除き、本業で稼いだ利益に相当する営業利益を基に算出すると、中小企業は2.4%、全産業は3.7%。 中小企業は平成23~27年度(全産業は平成24~28年度)の5年間のうち最大・最小値を除いた3年間の単純平均値。

### 児童手当の見直し(所得判定基準)

#### 【論点】

- 児童手当の制度の創設(昭和47(1972)年)時において、父親が家計を支えている世帯が多かったこと等を踏ま え、児童手当が支給されるか否かの判定基準である所得の範囲については、世帯全体の所得ではなく、世帯の中で所得 が最も多い者(主たる生計者)の所得のみで判定することとされている。(本則給付の所得基準は夫婦子2人の場合で 年収960万円未満)
- 平成9年以降、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回り、足元ではほぼ倍になっている。このように制度創設時から 大きな変化が生じている中、現行の仕組みについても見直す必要があるのではないか。(参考:保育料は世帯合算の所得 で判断)



(注) 「専業主婦世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口 及び完全失業者)の世帯。「共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の 世帯。なお、出所の「グラフでみる長期労働統計」において、妻が非農林業雇 用者で、夫が非就業者の世帯の集計結果は公表されていない。

#### 児童手当及び特例給付の概要

概要	対象児童数 (29年度予算)
○0~3歳未満 一律15,000円 ○3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) ○中学生 一律10000円	※ 1,541万人 ※ 給付対象児童の 92%をカバー
○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)	127万人

#### 児童手当の支給例(子2人(小学生1人、3歳未満1人)の例)

収入の例	児童手当支給額(月額)	
世帯収入1,200万円 ( 夫 収入1,000万円 妻 収入 200万円	<b>特例給付10,000円</b>	
世帯収入1,200万円 ( 夫 収入 800万円 妻 収入 400万円	<b>児童手当25,000円</b>	

#### 【改革の方向性】 (案)

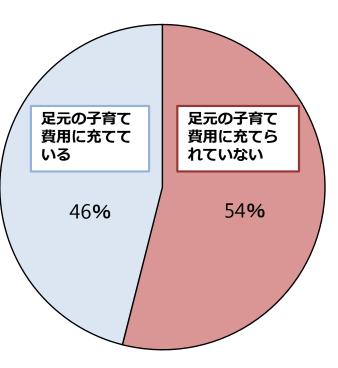
○ 児童手当の所得制限について、足元の状況変化等を踏まえ、「主たる生計者」のみの所得で判断するのではなく、保 育料と同様、世帯合算で判断する仕組みに変更すべきではないか。

### 児童手当の見直し(特例給付)

#### 【論点】

- 児童手当の所得制限(夫婦子2人の場合で年収960万円未満)を超える者に対しては、「当分の間」の措置として、月額5千円の「特例給付」が支給されている。(平成29年度予算 国費490億円、公費734億円、そのほか公務員分で26億円)
- 全世代型社会保障の実現に向け、子ども・子育て分野の充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援とするためには、現行の施策についても、分野内における優先順位付けも含め、必要に応じた見直しを検討すべきである。

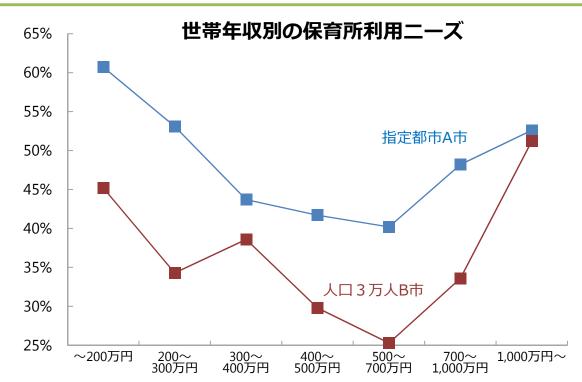
### 特例給付の使途別使用金額の構成比



(出所)厚生労働省「平成24年児童手当の使途等に係る調査」

(注)「足元の子育て費用 に充てている」とは、子ど もの生活費、子どもの教 育費、子どものおこづか い等に充てている金額を 合計したもの。

「足元の子育て費用に 充てられていない」とは、 日常生活費や貯蓄・保 険料等に充てている金 額を合計したもの。



(注)市町村子ども・子育て支援事業計画策定のために、自治体において、子育て世帯に対してニーズ調査(平成25年調査)を行っており、その調査結果報告書を基に作成したもの。現在、保育所を利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したいと考える事業として保育所と回答した世帯年収別の割合。

#### 【改革の方向性】(案)

○ 児童手当の所得制限を超える者に対しては「当分の間」の措置として特例給付が支給されているが、効果的・効率的 な支援とするため、廃止を含めた見直しを行うべきではないか。

6

## 児童手当制度の概要

平成29年4月20日 財政制度等審議会 財政制度分科会提出資料

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	〇中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額(年収ベース) • 960万円未満		
手当月額	○0~3歳未満 一律15,000円 ○3歳~小学校修了まで	受給資格者	〇監護生計要件を満たす父母等 〇児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
	• 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 〇中学生 一律10000円	実施主体	〇市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施		
	〇所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付)	支払期月	〇毎年2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)		
	〇 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(2.3/1000)を乗じて得た額。				
費用負担	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	首	非被用者       公務員		
	0歳~3歳未満 児童手当 国 2/3   事業主 7/15	地方 1/3 国 地方 16/45 8/45	国 2/3地方 1/3国地方 10/102/31/3		
	3歳~ 中学校修了前 児童手当 「特例給付 「所得制限以上) 「児童手当 「現立」 「現立」 「現立」 「関節を持続した」 「現立」 「関節を持続した」 「現立」 「記述 「記述」 「記述」 「記述」 「記述」 「記述」 「記述」 「記述」 「記述 「記述 「記述 「記述 「記述 「記述 「記述 「記述	地方 1/3 地方 1/3	国 2/3地方 1/3国 地方 1/31/3		
財源内訳 (29年度予算)	[給付総額] 2兆1,985億円 (内訳) 国負担分 (2兆2,216億円) 地方負担 事業主負	分: 6,08 <sup>-</sup>	5億円(1兆2,320億円) うち特例給付 490億円 7億円( 6,160億円) うち特例給付 245億円 2億円( 1,835億円)		
	※( )内は28年度予算額 公務員分		1億円( 1,902億円) うち特例給付 26億円		
その他	〇保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

●児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)附則

(検討)

第2条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶 養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。